

昭和五十年十二月招集

第四回館山市議定会定例会會議録第一号

館山市議 会

目次

日時 一
 場所 一
 出席議員 一
 欠席議員 一
 出席説明員 一
 出席事務局職員 一
 議事日程 二
 開會 二
 議長の報告 二
 議案の配付 二
 會議録署名議員の指名 二
 会期の決定 三
 提案理由の説明 三
 議案第六十七号と議案第七十号(内容説明) 四
 休會 二
 延會 二
 本日の會議に付した事件 二

昭和五十年十二月十三日(土曜日)午前十時
 館山市役所議場

出席議員 三十名

- 一 番 吉田勇治郎 二 番 伊藤幸太郎
- 三 番 矢戸寿夫 四 番 押元 稔
- 五 番 黒川平治 六 番 鈴木正義
- 七 番 本間昭二 八 番 松下正己
- 九 番 鈴木 稔 一〇 番 流山源次郎
- 一 番 近藤好雄 一 番 栗原一雄
- 二 番 林 豊 二 番 石井輝久
- 三 番 辻田 実 一 番 安西益男
- 四 番 石井武敏 一 番 渡辺軍治郎
- 五 番 石井武敏 一 番 渡辺軍治郎
- 七 番 石井武敏 一 番 渡辺軍治郎
- 九 番 渡辺昭夫 二 〇 番 和田一郎
- 一 番 田中禄郎 二 〇 番 和田一郎
- 二 番 田中禄郎 二 〇 番 和田一郎
- 三 番 菊井敏博 二 二 番 五十嵐昇
- 二 番 伊賀多朗 二 四 番 西村真次
- 二 番 伊賀多朗 二 六 番 藤田益治
- 二 番 遠山ヨネ子 二 八 番 石井 正
- 二 番 望月照正 三 〇 番 山口 康
- 二 九 番 望月照正 三 〇 番 山口 康

出席説明員

- 市長 半澤良一 助役 島山 伝
- 秘書課長 斉藤武男 人事課長 太田博雄
- 企画課長 小沢正治 庶務課長 綱島憲治
- 財政課長 長谷川広治 市民課長 横溝 功
- 税務課長 小倉澄男 収納課長 館石勘治

商工觀光課長	鈴木力	農産課長	岩崎一郎
水産課長	谷貝茂生	保健課長	越路良夫
衛生課長	石井謀	土木課長	飯田治男
建築課長	内藤重雄	防災課長	羽山房雄
市民センター長	角田巖	鳩山荘支配人	野中圭太郎
福祉事務所長	山口一	水道課長	大嶋重義
教育委員	安田豊作	衛生課長	沙崎政光
教育委員	佐野啓男	庶務課長	川上賢爾
学校教育委員	佐野哲男	教育委員	高山隆男
社会教育課長	榎本繁	選挙管理委員	石原齊
監査事務局長	榎本繁	農業委員	
事務局長	高尾豊	事務局長	
事務局長	高尾豊	事務局長補佐	石井敏夫
書記	兵藤恭一	書記	鈴木哲
書記	安西良一	書記	川上義雄
書記	福田英雄		

一、議事日程（第一号）

昭和五十年十二月十三日午前十時開議

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定

議案第六十七号 館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第六十八号 館山市教育委員会委員の任命について

議案第六十九号 昭和五十年館山市一般会計補正

予算（第四号）

議案第七十号 昭和五十年館山市水道事業特別会計補正予算（第三号）

開 会 午前十時一分開会

○議長（吉田勇治郎君） 本日の出席議員数二十八名、これより昭和五十年第四回市議会定例会を開会いたし、直ちに本日の会議を開きます。

議長の報告

○議長（吉田勇治郎君） 本定例会議案審議のため、地方自治法百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がございましたので御了承願います。

なお、監査委員より九月乃至十一月実施の監査の結果が報告されております。それぞれお手もとに配付の印刷書により御了承願います。

議案の配付

○議長（吉田勇治郎君） 議案を配付いたさせます。議案の配付漏れはございませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

議長（吉田勇治郎君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

八番議員松下正己君、二三番議員菊井敏博君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二、会期の決定を行います。

本定例会の会期につき、議会議運協議会の意見は本月十三日から十二月十九日までの七日間ということであり、

おはかりいたします。会期を七日間と定めますことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって会期は十二月十三日から十二月十九日までの七日間と決定いたしました。

提案理由の説明

○議長（吉田勇治郎君） この際本定例会招集につき市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 本日ここに十二月定例会市議会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方に置かれましては年末御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

今回提案いたしました案件は、国保条例の一部改正、教育委員の任命についての同意を求むる件、及び補正予算二件の計四件でございます。以下概要につきまして御説明いたします。

まず議案第六十七号館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険における高額療

養費支給制度は市町村の任意給付として行われてきたところであり、本年十月から国民健康保険法が改正され、高額療養費の支給が法律によって規定され、すべての保険者に義務づけられることとなったことに伴い、市の条例中これらの規定が必要なくなったため削除しようとするものであります。

次に議案第六十八号館山市教育委員会委員の任命についてであります。古宮幸八郎君には本年七月四日市議会の同意を得て教育委員に任命したのであります。任期が前委員の残任期間だったため、去る十一月三十日任期満了となっておりますので、同君を再任いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

次に議案第六十九号昭和五十年館山市一般会計補正予算第四号であります。今回歳入歳出それぞれ四千四百九十九万七千円を追加しようとするものであります。

歳出のうち主なものは、民生費として重度障害者福祉手当で三百三十六万円の追加とねたきり老人等介護手当で三百二十七万三千円の減額であります。これは昭和四十七年十月から県単事業として実施してまいりましたねたきり老人等介護手当にかわりまして、本年十月から国の制度として重度障害者福祉手当制度が発足しましたのに伴いまして、それぞれ予算措置したものでございます。

このほか仲宿青年館建設工事請負費として四百万円、農林水産業費として館山市農協が実施主体であります自然休養村管理センター建設費補助金で千五百三十万円、広瀬、腰越及び江田地区が実施主体であります農業近代化施設、これは農業用機械の購入であります。この補助金として千四百四十四万円、この二つがまず

れも事業費の二分の一が国庫補助金として市を通しまして交付されるため予算計上したものでございます。

次に商工費としまして中小企業融資預託金を五百万円追加し、融資のワクを四千万円拡大するとともに融資の利率を一割前後減額し、中小企業者に対する不況対策をはかるものであります。

以上の歳出の財源としましては、国、県支出金等の特定財源で三千六百四十九万七千円、寄付金四百万円をもって充当するものであります。

次に議案七十号昭和五十年年度館山市水道事業特別会計補正予算第三号でございますが、作名ダム新設工事につきましては前年度から継続事業として実施しておりますが、市民の願いでもありません水問題を一日も早く解決すべく翌年度事業の繰り上げ実施について国に要望してまいりましたところ、このたびさらに一億二百三十四万一千円の繰り上げ実施が認められましたので、今回追加しようとするものであります。

このほか立木等の補償費で二百五十万円、合計一億四百八十四万一千円の資本的支出を計上し、これらの財源は国庫補助金及び企業債をもって充当しようとするものであります。

なお、収益的支出におきまして一時借入金利息その他で一千三百五十九万六千円を追加計上いたしました。

以上このたび提案いたしました案件の概要につきまして説明いたしました。詳細につきましては関係課長等をして説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で市長のあいさつ並びに提案理由の説明を終ります。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第六十七号乃至議案第七十号を一括して議題といたします。

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

ただいま議題となりました各案件は、本日はこれが内容説明のみといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決しました。

なお、おはかりいたします。

ただいま議題となりました各案件は朗読を省略し、直ちにこれが内容説明を求めたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決しました。

これより順次説明を求めます。

議案第六十七号 館山市国民健康保険条例の一部を改正する条

例の制定について

○保健課長（越路良夫君） 議案第六十七号の国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

改正条例は第七条の三に規定されておりまして高額療養費の支給規定を今回削ろうとするものでございます。高額療養費の制度は

健保におきましては昭和四十八年の十月一日からこれの実施を法定化されたわけでございますが、国保におきましてはその二年後の本年の十月一日から法律によりましてすべての保険者にこの制度の実施方を義務づけただけでございます。本年十月一日からこれを法定給付とすることに定められておいたわけでございます。

館山市におきましては、昭和四十九年の十月一日から任意の給付といたしまして第七条の三にこれを規定いたしました給付を実施するということをやったわけでございますが、これが法定給付にかわった関係でこの任意給付の条項を今回削りまして、規定の整備をはかろうとするものでございます。

なお、附則にありますように、五十年の十月一日前の療養にかかる高額療養費につきましては、従前の例によりましてこれを給付するということに相なるわけでございます。

したがいまして、被保険者は条例上高額療養費の支給規定がこのような削られましても、従前と全く変わりなく今後とも給付は実施されるわけであります。

以上で今回の条例改正の説明を終わります。

議案第六十八号 館山市教育委員会委員の任命について

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 議案第六十八号につきまして御説明申し上げます。

古宮幸八郎君には、先ほど提案理由の説明で申し上げましたとおり、十一月三十日で任期満了となっておりますが、前任期間がわずかでございましたこと、教育委員として最も適任であると考えまして、同君を再任したいと考えておりますので、議会の御

同意をいただきたく提案いたしました次第でございます。

よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議案第六十九号 昭和五十年館山市一般会計補正予算(第四号)

(財政課長長谷川広治君登壇)

○財政課長(長谷川広治君) 議案第六十九号昭和五十年館山市一般会計補正予算の第四号について御説明を申し上げます。

今回の補正予算におきまして補正をいたすものは歳入歳出予算のみでございます。

第一条にお示しをいたしてございますが、歳入歳出予算の総額に今回それぞれ四千四十九万七千円を追加いたしました、歳入歳出それぞれ四十六億八千四百四十一万六千円の内容といたしたいものでございます。

なお、細部に入りますと、今回の補正におきまして歳入で減額をいたしましたもの百六十三万六千円、増額計上いたしましたもの四千二百十三万三千円でございます。歳出におきまして減額補正をいたしましたもの三百三十七万三千円、追加計上いたしましたもの四千三百八十七万といたしに相なります。

なお、これを財源別に申し上げますと、一般財源におきまして今回の補正で四百万計上いたしてございます。特定財源が三千六百四十九万七千円ということに相なります。したがいまして一般財源、特定財源の比率を当初予算の累計から申し上げますと、今回第四号の補正後の一般財源の比率が三十三億四千八百二千円で七一%三二ということに相なります。特定財源が十三億四千三百三十三万四千円で二八%六八ということに相なります。

なお、各款項目におきます追加額は二ページから三ページに計上してございますが、説明は五ページからの事項別明細書によりそれぞれ主管課長から御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○福祉事務所長（山口 一君） 歳出につきまして、民生費関係につきまして御説明申し上げます。

今回補正をお願いします総額は五百五十二千円の追加でございます。補正後の額を九億五百四十三万七千円にいたしたいものでございます。

この内訳といたしまして、第一項第一目の社会福祉総務費でございますが、二〇節扶助費四百三十二万五千円の追加でございますが、説明欄にございますように重度障害者福祉手当、これに對しまして三百三十六万の追加でございます。これは先ほど市長の提案理由にもございましたように、本年十月一日より特別児童扶養手当法が改正されましたりして重度障害者福祉手当が創設されまして、これの一応該当者が二百八十人を予定いたしましたして、本年度支給分としてこの額をお願いするわけでございます。

それから身障者の施設収容援護扶助費四十九万一千十一円の追加でございますが、これは今回一名身体障害者の施設に収容を増員いたしましたその差額と、それから今回収容措置費の基準額がアップいたしましたので、その差額分でございます。

それから身障者の更正訓練扶助費でございますが、これは施設に入所いたしました方が年間を通じて更正訓練を受けた場合に、月額三万七千円を給付することになっておりまして、その六カ月分ということでございます。

それから心身障害者の扶養年金給付金でございますが、これは年金制度の中本年一名この対象者が増加いたしましたので、これは月二万円ずつ給付されるものでございますが、それが六カ月の額でございます。

それから重度障害者等福祉手当でございますが、これは従来介護手当として市の制度で実施しておりましたが、今回の福祉手当ができました関係でこちらに移行しましたが、福祉手当に所得制限、あるいは併給制限等ございまして、その福祉手当に非該当の方が出てくるわけでございますので、それを救済意味におきまして市単事業として重度障害者等福祉手当ということで月額三千円を給付することにいたしました。一応対象者が十九名ということでこの額を計上いたしました。

それから第二項の第一目老人福祉総務費でございますが、これは一九節ねたきり老人等介護手当の減額でございます。先ほど申し上げましたように従来やっております介護手当を国の福祉手当に移行しましたので、従来の介護手当がこの程度予算残が生ずる見込みでございますので減額をいたしました。

それから第三項の第一目児童福祉総務費のうち工事請負費四百万円でございますが、これは船形の仲宿地区におきまして青年館を建設したいということと、今回青年館の工事請負費といたしまして四百万円を計上お願いしたわけでございまして、約規模といたしましては二十三坪程度のものということに相なっております。

以上、各項の追加及び減額をいたして、今回総額は五百五十二千円の追加をお願いするわけでございますので、よろしく願います。

いたします。

○農産課長(岩崎一郎君) 引き続き六ページから七ページにわた

りまして農業費関係の説明を申し上げます。

今回お願いいたしますものは第五目の農地費関係でございます。

総額三十四万五千円の増をいたしたいわけでございます。

今回お願いいたします対象となりますものは二つございまして、

一つは四十七年に発足いたしました自然休養村整備事業関係でございます。これは五十年度で終了いたします。最終年度の、最後の事業として今回追加をお願いいたしましたわけでございます。これに関連いたしますものは七節の賃金、一三節の委託料、一九節のうち自然休養村センター、かん水用施設補助金、二二節の補償費、こういったものが自然休養村の関連事業でございます。

もう一つは、本年度新たに発足いたします農業近代化施設整備事業でございます。これは県営のは場整備事業のあとを受けまして農業近代化をはかっているというものでございまして、五十年度から五十三年度に終了します四カ年事業でございます。その第一年度の事業を今回お願いするわけでございます。以下順を追って御説明申し上げたいと思っております。

まず自然休養村関係の事業でございますが、第七節の賃金。これは十万円、今回減額補正をお願いするものでございます。内容は現場監督の補助員として部落の役員さんをお願いいたすものでございます。ほほ百日間を予定したわけでございますが、経費の

関係でこれを七十日程度にとどめたいということでございます。三十日分浮くわけでございます。これを工事のほうに回していただきたい、こういうことでございます。

次の一三節の委託料でございますが十六万一千円、これは自然

休養村は場整備事業の工事費でございます。実施設計の段階で工事費等若干の値上り、こういったものを予定いたしますと大体この程度不足するんじゃないか、こういうことで今回この不足分をお願いいたしましたわけでございます。

一九節の負担金の二千九百九十八万四千円でございますが、このうち自然休養村関係は、管理センターも最終年度に回されたわけでございますけれども、事業主体は館山市の農業協同組合、場所は市の農協の神戸支店のわきに隣接して建てるわけでございます。コンクリート二階建て、延べ二百七十二・七平米でございます。この工事費の二分の一が補助金を交付されるわけでございます。今回これをお願いいたしましたわけでございます。これによりまして自然と緑の特徴のある施設、あるいは展示、あるいは特産品、あるいは観光みやげ等の展示即売、またかたわら観光客の訪れます収容の場、こういった施設でございます。これらを提供するための施設は今回この規模のものを神戸支店の隣に設置するわけでございます。

次にかん水用施設補助金、これは市営のは場整備事業に関連するものではございますけれども、これはこれだけ切り離しまして部落の共同施行といたしまして実施するものでございます。場所は見物から小沼に抜けます市道の隧道を抜けて下り坂になりましたあたりの左側にあるせきでございます。これからは場整備いたしますこのほ場に約六百八十メートルの間パイプを埋設するわけでございます。百ミリ管のパイプを埋設いたしましてでき上がったほ場のかんがい用に充てよう、こういう事業でございます。

これに對しまして二分の一の補助金を今回お願いいたしたわけでございます。

次に二二節の補償費四十万円でございますが、これは市営のほ場整備をやります工区の中に電柱が四本あるわけでございます。

これはでき上がりました道路の中に移転していただくわけでございます。この費用といたしまして四十万円今回お願いいたしたわけでございます。

以上が自然休養村事業関係でございます。

次に新たに発足を見ます農業近代化施設整備事業でございます。

これは一九節の最後の欄に農業近代化施設補助金千四百四千元今回お願いしたわけでございます。これは市内の東部中央地区農業近代化施設整備事業計画、こういふ長つたらしい名前でございますが、区域は館野の腰越、広瀬、九重地区の江田、この三部落が該当いたします。事業の内容といたしましては水田作協業施設事業、これは大型機械の購入でございます。二十五馬力から二十九馬力程度的大型トラクター十台を購入するものでございます。一部格納庫を江田部落で約八十四平米、これを一棟建てるわけでございます。

それから次に酪農協業施設といたしまして、江田部落の酪農業者が五十七馬力的大型トラクターを購入し、草地の造成、こういったものを実施するわけでございます。これらの事業費に對しまして総事業費が二千八百万八千円を要すわけでございます。これに對する二分の一助成、これを今回お願いいたすわけでございます。

いずれもこれは国費、県費等がついて、今回この予算の補正を

お願いいたしまして実施いたしたいと思うわけでございます。

なお、近代化事業の結果でございますが、いずれも大型ほ場が四十七年から四十九年にかけて終つております。三反歩程度の大型ほ場に見合う大型機械購入、本年度はトラクターでございますが、逐次田植機、こういった大型機械を導入していくわけでございます。それによりまして省力化を大きく期待いたしまして農業の経営の近代化を実現していこう、こういったものでございますのでよろしく御審議のほどお願いいたしたいと思ひます。

○商工観光課長（鈴木 力君） 続きまして七款の商工費の關係につきまして説明いたします。

二目の商工業振興費におきまして中小企業資金預託金を今回五百万円を追加をお願いしたわけでございます。現行の制度融資におきまして各取り扱ひ金融機関に對しまして融資倍率八倍でもつて中小企業者に對しましても貸し付けを行つていくわけでございますけれども、当初予算におきまして二千五百万円を計上いたしました八倍の二億円を融資ワクといたしまして資金の運用を予定したわけでございますけれども、最近利用が非常に高まりました十一月分貸し付けにおきまして融資ワクがほぼ一ぱい、こういう状態になりましたので、今回不況対策の一環といたしましても五百万円の追加をお願いした次第でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○財政課長（長谷川 広治君） 以上で簡単でございますが歳出の御説明を終りいたします。歳出総額四千四十九万七千円というところに相なります。

五ページの歳入について御説明いたします。今回歳入でそれぞれ

れ計上いたしてございますものは歳入に対応いたします数字でございまして、八款の分担金関係で農業構造改善の事業分担金として十一万五千円を計上いたしてございます。これは先ほど御説明申し上げました農業構造関係の関連収入でございます。

国庫支出金におきまして二百六十八万八千円計上いたしてございますが、これも福祉事務所長から説明の、説明欄にございます資料に伴い関連の支出でございます。

一一款の県支出金におきまして二千八百六十九万四千円を計上いたしてございます。このうちねたきりの老人の介護手当として百八十七万七千円ばかり減額してございますが、これは国庫支出金等の関連におきまして組みかえのものでございます。

四目の農林水産業費の補助金として三千三十三万計上してございますが、これは先ほど御説明の自然休養村関係の関連収入でございます。

一三の寄付金として四百万円計上してございます。これも先ほど御説明申し上げました船形の仲宿青年館の建設工事に関する収入でございます。

諸収入におきまして中小企業の預託金の元利収入として五百万円計上してございます。これは年度内の預託でございますので歳出で出しまして歳入で受け入れるというような形式をとっておりまして、今回五百万円を計上してございます。

以上、歳入も簡単でございますが、四千四十九万七千円の増額ということになります。よろしく願います。

議案第七十号 昭和五十年年度館山市水道事業特別会計補正予算

(第三号)

○水道課長(大嶋重義君) 議案第七十号昭和五十年年度館山市水道事業特別会計補正予算第三号について御説明申し上げます。

今回の補正は五件ございます。

第一が業務の予定量の補正でございます。これは館山市水道拡張事業の補正でございます。今回一億四百八十四万一千円の追加補正でございます。これは作名ダムの建設事業におきましては今回さらに防衛施設庁の補助金の増額が認められましたので、事業量一億四百八十四万一千円を追加いたしました。その事業量を七億一千二百七十七万二千円にしようとするものであります。

第二には収益的支出の補正でございます。水道事業費用といたしまして今回千三百五十九万六千円を追加補正でございます。合計二億三千九十五万五千円にしようとするものでございます。

第三には資本的収入及び支出の補正でございます。収入におきまして今回一億四百八十四万一千円の追加でございます。合計で八億三千六百二十六万九千円に相なるものでございます。

なお、支出におきましても、これは同額の補正でございますので、御了承いただきたいと思います。

ただいまの三条、四条関係の補正内容につきましては、のちほど見積書によりまして御説明申し上げたいと思っております。

次に第四で継続費の補正でございます。先ほど申し上げましたように国の補助の増額に伴いまして年割額についての補正でございます。ここに掲げてありますように、五十年度におきましては追加によりまして七億一千二百七十七万二千円にいたしまして、また五十一年度分につきましてはこれが引き上げになりますので、八億五千六百七十四千円にするものでございます。

なお、この継続費の調書の補正がございしますが、これにつきましては一四ページをお開き願いたいと思ひます。ここに調書の補正をいたしてございします。まん中に五十年のほりが掲げてございします。補正額といたしまして一億四百八十四万一千円でございましてこの財源内訳は企業債が二千三百万、国、県の支出金が八千五百六十四万一千円でございします。その他の欄につきましてはのちほど申し上げますが、水道の自己財源の減三百八十万というのがあります。そうしまして補正後のものは下の欄に掲げてありますように七億一千二百七十七万二千円で、この財源が企業債が二億六千万円、国、県支出金が四億二千四百六十一万一千円、その他というのはこれは水道関係の自己財源でございしますが、七十三万五千元、一般会計からの出資金が二千七百四十二万六千元、このような調書内容でございします。

第五といたしまして企業債の補正がございします。二つございしますが、水道拡張事業といたしましての追加補正が二千三百万円でございします。それから房州水道買収事業の減額補正でございまして三百八十万でございします。

このうちの第一点の水道拡張事業費の企業債につきましては、追加事業費の財源として二千三百万円の追加でございまして、先ほど申し上げましたように二億六千万にしようとするものでございします。

なお、次の房州水道の買収事業費で三百八十万の企業債の減でございすけれども、当初一億円の財源を全額企業債で予定しておつたわけでございします。これが査定によりまして決定の段階で量水器につきましては企業債の対象から除外されるといふことに

なりましたので、この額の分が今回減額いたすものでございします。それではこれらの内容につきまして御説明申し上げます。

収益的支出の補正の内容でございしますが、一目の原水及び浄水費におきまして備消耗品費に九万円の補正でございします。これは浄水場等におきまして現在月平均三万五千元程度使用しておるわけでございしますが、現在の予算残の状況等からみますと三月末までこの程度の不足が見込まれますのでお願いするものでございします。

それから賃借料に六十六万二千円でございしますが、これは宮城の浄水場に現在この四月から水道施設管理事務所を設けたわけでございしますが、この事務室といたしまして建物がございせんできて、プレハブの建物十五坪でございしますが、これの賃借料が六十六万九千六百円でございします。予算残を差し引きましての不足を今回ここに計上いたしたわけでございします。

次に二目の配水及び給水車におきまして、燃料費に十三万五千円の計上でございします。これは自動車の燃料費でございしますが、現在トラック二台と給水車一台使つてゐるわけでございしますが、本年夏は、特に夏季の断水等のために車の使用が非常に多かつたといふことで不足による追加をお願いするわけでございします。

それから材料費といたしまして五十三万五千円でございしますが、配管工事等のためにパイプ類等の材料が要るわけでございしますが、本年度は房州水道のこと等もございまして、当初見込みよりこれらの材料が要りますので、不足見込み分を計上いたしたわけでございします。

次に五目の簡易水道費におきまして、備消耗費十萬円でござい

ますが、これにつきましても先ほど申し上げましたものと同じでございます。十万程度の不足が見込まれますので計上いたしました。

それから委託料の八千円でございますが、これは電気保安委託料でございます。現在関東電気保安協会に委託しているわけでございます。神余の浄水場の拡張に伴いまして電気管理料が増額になりますので、増額不足分ということで計上いたしました。

次に支払利息として二つございますが、一つは企業債利息といまして九万一千円計上いたしました。当初計上いたしましたこの程度の不足が見込まれてまいりましたのでお願いするものがございます。

次に一時借入金利息で千百九十七万八千円、たいへん多い額でございます。これにつきましては年度末までの不足見込み額を計上いたしましたのでございますけれども、これにつきましても理由でございます。水道会計におきましては非常に大きな建設事業と、本年度は特に水道施設の買収という大きな事業がございまして、多額の起債を財源にしているわけでございますが、本年度は起債の前借りや財政事情等の関係でこれがだいぶ遅れましたことと、それからもう一つは、借入金の限度額を五月に一億円増額したわけでございますけれども、この利息の予算措置を行っておりませんでしたので、こういった関係での不足分の追加でございます。

次に資本的収入及び支出の中で支出の面から御説明申し上げます。

建設改良費におきまして一億四百八十四万一千円の追加でござ

います。この内容は工事請負費といまして一億二百三十四万一千円の追加でございます。これはダム工事の工事請負費でございますが、今回の国の補助金の増額に伴いましての追加でございます。作名ダム工事の請負費につきましては九月補正で補助金の増額に伴いまして約一億五千万円の追加を行いました。ダムの早期完成につきまして引き続き強い要望を行ってまいりましたところ、さらに今回補助金の増額が認められることになりましたので、ここに一億二百三十四万一千円を追加する次第でございます。

なお、ダム工事の状況でございますが、コンクリート打設につきましてはすでに本年度の当初計画事業量を終っております。それで現在コンクリートの追加工事を施行中でございます。このまま工事が進みますと本年度末にはダム工事量の約八〇％が終ることになります。こうしたことから、ダムの完成は来年度夏にはまず間違いないということになります。

それから次に立木の補償費で二百五十万計上いたしました。これにつきましてはダムの用地といたしまして買収した個人所有の、私有地分の立木が残っているわけでございますが、この立木補償につきましては当初四千六百万ということで計上いたしましたわけでございますが、その後調査を進めてまいりました結果なお二百五十万程度の不足が見込まれますのでここに追加をお願いするわけでございます。

次に上の欄の収入について御説明申し上げます。この財源といましては一億四百八十四万一千円でございます。

この財源の一つは企業債でございます。ここに掲げてござりますように上水道の企業債としては二千三百万円の追加増でござ

いますが、中央水道の先ほど申し上げましたように企業債につきましては三百八十万の減ということで、差し引き追加といたしましては一千九百二十万の追加でございます。

次に国庫補助金でございますが、今回八千五百六十四万一千円の追加でございます。これで計国庫補助金が四億二千四百六十一万一千円に相なります。説明欄の上のほうに書いてあります水道拡張事業の補助金は、これは防衛庁関係の補助金でございます。それから下欄の水道水源開発費補助金、厚生省関係の補助金でございます。ここに掲げてありますような内容に相なります。これからいきますと総計がここに掲げてあります四億二千四百六十一万一千円で、この内訳は防衛庁関係のものが三億二千七百七十八千円でございます。厚生省関係のものが九千七百五十三万三千円、このような内容でございます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で各案件の説明は終わりました。

休 会

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

議案調査のため明十二月十四日から十二月十七日までの四日間休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって明十二月十四日から十二月十七日までの四日間休会することに決しました。

延 会 午前十時五十三分延会

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこれにて延会することに決しました。

次会は十二月十八日午前十時開会いたします。その議事は通告による行政一般質問といたします。

○本日の会議に付した事件

一、 会議録署名議員の指名

二、 会期の決定

三、 議案第六十七号乃至議案第七十号

四、 休会

